小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第９号
埼玉県上尾市中妻４丁目11番地21
再生債務者　近藤　清人
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成26年６月９日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第２３号
東京都足立区東和４―19―１
再生債務者　高橋三千男
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年６月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第２８号
名古屋市中区千代田５丁目17番19号　鈴木ビル701号
再生債務者　笹木　大輔
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年６月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第６号
埼玉県狭山市大字青柳63番地　新狭山ハイツ17棟304号
再生債務者　平原　勝夫
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年６月27日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月11日から平成26年７月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再ロ）第１００２８号
埼玉県久喜市葛梅431―27
再生債務者　伊藤　昭雄
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月７日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年８月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第２号
山形市成沢西３丁目７番22号
再生債務者　髙橋　敏美
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年７月８日まで
4　一般異議申述期間　平成26年７月22日から平成26年８月11日まで
山形地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００９９号
東京都港区南麻布４―２―42―906
再生債務者　後藤　恵美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年６月20日まで
平成26年６月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１００００２号
千葉県柏市大室1272―21
再生債務者　月岡　美香
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年６月20日まで
平成26年６月６日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１号
大分県中津市大字永添2636番地106
再生債務者　井上　公敏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月10日
大分地方裁判所中津支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第２号
横浜市西区浅間台109番地13　ヒミネンス浅間台102号
再生債務者　櫻場　宏一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月10日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第３号
相模原市中央区上溝1936番地１　ガーデンブリーズ光の街805号
再生債務者　井上　正博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月９日
横浜地方裁判所相模原支部

会社その他の公告

合併公告

左記組合は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。
合併の効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月十一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年六月十八日
山形県山形市城南町一丁目一番一号
（甲）山形県火災共済協同組合
代表理事　猪股　佳丸
山形県山形市城南町一丁目一番一号
（乙）山形県中小企業共済協同組合
代表理事　猪股　佳丸

合併公告

左記組合は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月十一日に終了しております。
この合併に対し異議のある契約者及び債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年六月十八日
三重県津市栄町二丁目八九二番地
（甲）三重県中小企業共済協同組合
代表理事　佐久間裕之
三重県津市栄町二丁目八九二番地
（乙）三重県火災共済協同組合
代表理事　佐久間裕之

合併公告

左記組合は合併して甲はこの権利義務一切を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月十七日に終了しております。
この合併に対し異議のある契約者及び債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年六月十八日
愛媛県松山市一番町四丁目一番二
（甲）愛媛県火災共済協同組合
代表理事　服部　正
愛媛県松山市一番町四丁目一番二
（乙）愛媛県中小企業共済協同組合
代表理事　服部　正

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により有限会社第四フジタクシー（乙、住所名古屋市西区玉池町二番）に市港区入船一丁目八番一〇号）の各株式保有事業及び関する権利義務を承継することにいたしました。
これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載日　平成二十五年九月二十七日
掲載頁　一七二頁（号外第二一〇号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
（丙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年六月十八日
名古屋市西区玉池町二番
株式会社キャリアスタッフ
代表取締役　大原　一夫